

沖縄県教育委員会規則の一部改正（教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則）

学校人事課

1 規則の概要(教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則)

教育職員免許状の有効期間の更新等について必要な事項を定めた教育委員会規則

2 改正の概要

免許状更新講習規則の改正により、平成28年4月1日から免許状更新講習の内容に新たに選択必修領域が追加され、併せてこれまでの受講すべき事項の名称が変更されたことに伴い、申請書様式の免許状更新講習の内容記載欄に「選択必修領域」を新設し、それぞれの名称を変更するため、教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則を改めた。

また、幼保連携型認定こども園制度開始に伴い、更新講習修了確認を受ける義務を課す者について、幼保連携型認定こども園を設置する法人の理事に関する規定を加えた。

3 公布日(公報掲載日)及び施行年月日

公布日 平成28年3月31日

施行年月日 平成28年4月1日

4 新旧対照表

別添参照

新旧対照表

○教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成21年沖縄県教育委員会規則第4号）

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>第1条及び第2条（略）</p> <p>第3条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号。以下「改正省令」という。）附則第3条第2号の免許管理者が定める者は、沖縄県内の公立学校の教育職員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き県及び市町村の教育委員会の職員となっているものであって、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる者</p> <p>(2) 前号に掲げる者のほか、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事する者その他これに準ずる職にある者として県教育委員会が認める者</p> <p>2 改正省令附則第3条第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 沖縄県内の公立学校の教育職員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き沖縄県又は沖縄県内の市町村若しくは国立大学法人の職員となつていて、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者</p> <p>(2) 沖縄県内に幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する<u>幼保連携型認定こども園</u>を設置する学校法人の理事</p> <p>(3) 前2号に掲げる者のほか、前2号に準ずる者として県教育委員会が認める者</p> <p>第4条から第13条まで（略）</p> <p>附 則 この規則は、平成21年4月1日から施行する。 附 則（平成25年10月1日教育委員会規則第7号抄） （施行期日）</p> | <p>第1条及び第2条（略）</p> <p>第3条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号。以下「改正省令」という。）附則第3条第2号の免許管理者が定める者は、沖縄県内の公立学校の教育職員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き県及び市町村の教育委員会の職員となっているものであって、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる者</p> <p>(2) 前号に掲げる者のほか、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事する者その他これに準ずる職にある者として県教育委員会が認める者</p> <p>2 改正省令附則第3条第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 沖縄県内の公立学校の教育職員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き沖縄県又は沖縄県内の市町村若しくは国立大学法人の職員となつていて、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者</p> <p>(2) 沖縄県内に幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する学校法人の理事</p> <p>(3) 前2号に掲げる者のほか、前2号に準ずる者として県教育委員会が認める者</p> <p>第4条から第13条まで（略）</p> <p>附 則 この規則は、平成21年4月1日から施行する。 附 則（平成25年10月1日教育委員会規則第7号抄） （施行期日）</p> |

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

- 第1号様式
- (第8条関係)
- 第2号様式
- (第8条関係)
- 第3号様式
- (第9条関係)
- 第4号様式
- (第10条関係)
- 第5号様式
- (第10条関係)
- 第6号様式
- (第10条関係)
- 第7号様式
- (第10条関係)
- 第8号様式
- (第11条関係)

1 この規則は、公布の日から施行する。

- 第1号様式
- (第8条関係)
- 第2号様式
- (第8条関係)
- 第3号様式
- (第9条関係)
- 第4号様式
- (第10条関係)
- 第5号様式
- (第10条関係)
- 第6号様式
- (第10条関係)
- 第7号様式
- (第10条関係)
- 第8号様式
- (第11条関係)